

第十八回国会 人事委員会 會議録 第六号

昭和二十八年十二月六日(日曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

- 委員長 川島正次郎君
- 理事 赤城 宗徳君 理事 田中 好君
- 理事 永用 亮一君 理事 館林三喜男君
- 理事 加賀山 進君 理事 受田 新吉君
- 荒船清十郎君 田子 一民君
- 田中 萬逸君 高橋圓三郎君
- 西村 英一君 原 健三郎君
- 本間 俊一君 三和 精一君
- 山中 貞則君 池田 清志君
- 小山倉之助君 竹山祐太郎君
- 石山 權作君 櫻井 奎夫君
- 森 三樹二君 池田 禎治君
- 岡 良一君

出席政府委員

- 内閣官房副長官 田中不敏三君
- 総理府事務官 久田 富治君
- 内閣総理大臣官房審議室統轄事務官
- 人事院総裁 淺井 清君
- 人事院事務官(事務総局給与局長) 瀧本 忠男君
- 委員外の出席者

- 大蔵事務官(主計局給与課長) 岸本 晋君
- 専門員 安倍 三郎君
- 専門員 遠山信一郎君

十二月六日

委員岡野清彦君、森清君及び山口好一君辞任につき、その補欠として高橋圓三郎君、山中貞則君及び三和精一君が議長の指名で委員に選任され

よ。

十二月六日

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案(益谷秀次君外十四名提出、衆法第二号) 同月五日

- 公務員等の年末手当増額に関する請願外二件(中村高一君紹介)(第一九一号)
- 同(三輪壽壯君紹介)(第一九二号)
- 同(菊川忠雄君紹介)(第一九三号)
- 同(加藤勘十君紹介)(第一九四号)
- 同(淺沼稻次郎君紹介)(第一九五号)
- 同外一件(神近市子君紹介)(第一九六号)
- 同外一件(山花秀雄君紹介)(第一九七号)
- 同(原彪君(無)紹介)(第一九八号)
- 同(花村四郎君紹介)(第一九九号)
- 同(上林與市郎君紹介)(第二〇〇号)
- 同(熊本虎三君紹介)(第二〇一号)
- 同(河野密君紹介)(第二〇二号)
- 同(島上善五郎君紹介)(第二〇三号)
- 同(帆足計君紹介)(第二〇四号)
- 同(鈴木茂三郎君紹介)(第二〇五号)

- 公務員との給与引上げ等に関する請願外一件(上林與市郎君紹介)(第二〇六号)
- 同(淺沼稻次郎君紹介)(第二〇七号)
- 同外七件(松原喜之次君紹介)(第二〇八号)
- 公務員との給与引上げに関する請願外二件(中村高一君紹介)(第二〇九号)
- 同(淺沼稻次郎君紹介)(第二一〇号)
- 同(加藤勘十君紹介)(第二一一号)
- 同(三輪壽壯君紹介)(第二一二号)
- 同(菊川忠雄君紹介)(第二一三号)
- 同外三件(西村力弥君紹介)(第二一四号)
- 同(上林與市郎君紹介)(第二一五号)
- 同外一件(帆足計君紹介)(第二一六号)
- 同外一件(神近市子君紹介)(第二一七号)
- 同(菊池義郎君紹介)(第二一八号)
- 同(天野公義君紹介)(第二一九号)
- 同(河野密君紹介)(第二二〇号)
- 同(山花秀雄君紹介)(第二二一号)
- 同(熊本虎三君紹介)(第二二二号)
- 同(鈴木茂三郎君紹介)(第二二三号)
- 北海道留萌市の地域給引上げの請願(玉置信一君紹介)(第二二四号)
- 福島県鹿島町の地域給指定に関する請願(高木松吉君紹介)(第二二五号)
- 秋田県川連町の地域給指定に関する請願(欲塚定輔君紹介)(第二二六号)
- 宮城県稲井村の地域給引上げの請願

- (庄司一郎君紹介)(第二二七号)
- 同(佐々木更三君紹介)(第二二八号)
- 宮城県赤井村の地域給指定に関する請願(佐々木更三君紹介)(第二二九号)
- 宮城県石巻市の地域給引上げの請願(佐々木更三君紹介)(第二三〇号)
- 宮城県矢本町の地域給引上げの請願(佐々木更三君紹介)(第二三一号)
- 宮城県松島町の地域給引上げの請願(佐々木更三君紹介)(第二三二号)
- 佐賀県鳥栖町の地域給引上げの請願(井手以誠君紹介)(第二三三号)
- 大阪府黒山村の地域給引上げの請願(田中萬逸君紹介)(第二三四号)
- 大阪府枚岡町の地域給引上げの請願(田中萬逸君紹介)(第二三五号)
- 岡山県倉敷市の地域給引上げの請願(橋本龍伍君紹介)(第二三六号)
- 千葉県大原町の地域給引上げの請願(森清君紹介)(第二三七号)
- 鹿児島県川内市の地域給引上げの請願(富吉榮二君紹介)(第二三八号)
- 福岡県大漕村の地域給指定に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二三九号)
- 福岡県高田村の地域給引上げの請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二四〇号)
- 福岡県荒木町の地域給引上げの請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二四一号)
- 福岡県大佐木村の地域給指定に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第二四二号)
- 埼玉県川魚村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四三号)
- 埼玉県梅園村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四四号)
- 埼玉県堀兼村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四五号)
- 埼玉県名栗村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四六号)
- 埼玉県原市場村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四七号)
- 埼玉県柏原村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四八号)
- 埼玉県奥宮村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二四九号)
- 埼玉県水富村の地域給指定に関する請願(松山義雄君紹介)(第二五〇号)
- 埼玉県大袋村の地域給引上げの請願(松山義雄君紹介)(第二五一号)
- 埼玉県入間川町の地域給引上げの請願(松山義雄君紹介)(第二五二号)
- 埼玉県入間村の地域給引上げの請願(松山義雄君紹介)(第二五三号)
- 愛知県日進村の地域給引上げの請願(早稻田柳石門君紹介)(第二五四号)
- 愛知県蒲郡町及び三谷町の地域給引上げの請願(福井勇君紹介)(第二五五号)

愛知県豊橋市の地域給引上げの請願
 (八木一郎君紹介)(第二五六号)
 兵庫縣三木町の地域給引上げの請願
 (永田亮一君紹介)(第二五七号)
 新潟縣高田市の寒冷地手当引上げの請願
 (塚田十一郎君紹介)(第二五八号)
 石川縣北村の地域給引上げの請願
 (岡良一君紹介)(第二五九号)
 千葉縣豊海町の地域給引上げの請願
 (小川豊明君紹介)(第二六〇号)
 和歌山縣白浜町の地域給引上げの請願
 (田淵光一君紹介)(第二六一号)
 広島縣赤坂村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六二号)
 広島縣津之郷村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六三号)
 広島縣瀬戸村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六四号)
 広島縣瀬戸村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六五号)
 広島縣服部村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六六号)
 広島縣本郷村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六七号)
 広島縣栗原村の地域給引上げの請願
 (船越弘君紹介)(第二六八号)
 岡山縣大原町の地域給引上げの請願
 (池田清志君紹介)(第二六九号)
 香川縣田中村の地域給引上げの請願
 (成田知巳君紹介)(第二七〇号)
 大阪府瓜破村の地域給引上げの請願
 (杉山元治郎君紹介)(第二七〇号)
 静岡縣北庄内村の地域給引上げの請願
 (中村幸八君紹介)(第二七一号)
 宮崎縣八代町の地域給引上げの請願
 (瀬戸山三男君紹介)(第二七二号)

熊本縣大津町の地域給引上げの請願
 (松前重義君紹介)(第二七三号)
 熊本縣熊本市の地域給引上げの請願
 (松前重義君紹介)(第二七四号)
 大分縣飯田町の寒冷地手当支給に関する請願
 (廣瀬正雄君紹介)(第二七五号)
 鹿児島縣阿多村の地域給引上げの請願
 (迫水久常君紹介)(第二七六号)
 青森縣三本木町の地域給引上げの請願
 (淡谷悠蔵君紹介)(第二七七号)
 青森縣柏木町及び大光寺町の地域給引上げに関する請願
 (淡谷悠蔵君紹介)(第二七八号)
 千葉縣日向村及び源村の地域給引上げに関する請願
 (千葉三郎君紹介)(第二七九号)
 千葉縣東津田町の地域給引上げの請願
 (千葉三郎君紹介)(第二八〇号)
 千葉縣大網町の地域給引上げの請願
 (千葉三郎君紹介)(第二八一号)
 千葉縣成東町の地域給引上げの請願
 (千葉三郎君紹介)(第二八二号)
 千葉縣豊海町の地域給引上げに関する請願
 (千葉三郎君紹介)(第二八三号)
 群馬縣毛里田村の地域給引上げの請願
 (松井豊吉君紹介)(第二八四号)
 栃木縣小野寺村の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二八五号)
 栃木縣大宮村の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二八六号)
 栃木縣富山村の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二八七号)

栃木縣野木村の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二八八号)
 栃木縣阿久津町の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二八九号)
 栃木縣家中村の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二九〇号)
 栃木縣豊田村の地域給引上げに関する請願
 (山口好一君紹介)(第二九一号)
 栃木縣日光町の地域給引上げの請願
 (山口好一君紹介)(第二九二号)
 栃木縣葉鹿町の地域給引上げの請願
 (小平久雄君紹介)(第二九三号)
 栃木縣小俣町の地域給引上げの請願
 (小平久雄君紹介)(第二九四号)
 栃木縣三重村の地域給引上げの請願
 (小平久雄君紹介)(第二九五号)
 栃木縣三和村の地域給引上げの請願
 (小平久雄君紹介)(第二九六号)
 栃木縣山前村の地域給引上げの請願
 (小平久雄君紹介)(第二九七号)
 栃木縣菱刈村の地域給引上げの請願
 (小平久雄君紹介)(第二九八号)
 岐阜縣上米田村比久見地区の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇〇号)
 岐阜縣白川町の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇一号)
 岐阜縣福知村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇二号)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇三号)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇四号)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇五号)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇六号)
 岐阜縣古井町地域給引上げ等の請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇七号)
 岐阜縣八百津町の地域給引上げの請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇八号)
 岐阜縣和知村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三〇九号)
 岐阜縣上米田村比久見地区の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一〇号)

岐阜縣古川町の地域給引上げの請願
 (岡村利右衛門君紹介)(第三一〇号)
 岐阜縣上宝村の地域給引上げの請願
 (岡村利右衛門君紹介)(第三一〇四号)
 岐阜縣神岡町の地域給引上げの請願
 (岡村利右衛門君紹介)(第三一〇五号)
 岐阜縣園府村の地域給引上げの請願
 (岡村利右衛門君紹介)(第三一〇六号)
 岐阜縣太田町の地域給引上げの請願
 (平野三郎君紹介)(第三一〇七号)
 岐阜縣古井町地域給引上げ等の請願
 (平野三郎君紹介)(第三一〇八号)
 岐阜縣八百津町の地域給引上げの請願
 (平野三郎君紹介)(第三一〇九号)
 岐阜縣和知村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一一〇号)
 岐阜縣上米田村比久見地区の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一一一號)
 岐阜縣白川町の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一二号)
 岐阜縣福知村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一三號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一四號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一五號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一六號)
 岐阜縣久田見村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一七號)

岐阜縣上米田村比久見地区の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一七號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一八號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三一九號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二〇號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二一號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二二號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二三號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二四號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二五號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二六號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二七號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二八號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三二九號)
 岐阜縣東白川村の地域給引上げに関する請願
 (平野三郎君紹介)(第三三〇號)

香川県善通寺町の地域給引上げの請願(福田繁芳君紹介)(第三三二一號)
香川県上高瀬村の地域給引上げの請願(福田繁芳君紹介)(第三三三二號)
愛知県篠岡村の地域給引上げの請願(神戶真君紹介)(第三三三三號)
山形県流山村の地域給引上げに關する請願(西村力弥君紹介)(第三三四號)
岩手県釜石市の地域給引上げの請願(柴田義男君紹介)(第三三五號)
宮城県赤井村の地域給引上げに關する請願(日野吉夫君紹介)(第三三六號)
宮城県稲井村の地域給引上げに關する請願(日野吉夫君紹介)(第三三七號)
宮城県鳴子町の地域給引上げの請願(日野吉夫君紹介)(第三三八號)
埼玉県毛呂山町の地域給引上げの請願(松山義男君紹介)(第三三九號)
北海道倶知安町の地域給引上げの請願(椎熊三郎君紹介)(第三四〇號)
鹿児島県喜入村の地域給引上げに關する請願(池田清君紹介)(第三四一號)
鹿児島県開聞村の地域給引上げに關する請願(池田清君紹介)(第三四二號)
鹿児島県阿多村の地域給引上げに關する請願(池田清君紹介)(第三四三號)
鹿児島県知徳町の地域給引上げに關する請願(池田清君紹介)(第三四四號)
鹿児島県指宿町の地域給引上げの請願(池田清君紹介)(第三四五號)
鹿児島県姪姪町の地域給引上げの請願(池田清君紹介)(第三四六號)
鹿児島県枕崎市の地域給引上げの請願(池田清君紹介)(第三四七號)

町長三戸富治外二名)(第三四七號)
岩手県岩谷堂町の地域給引上げに關する陳情書(岩手県江刺郡岩谷堂町教育委員会手塚善助外四名)(第三四九號)
茨城県布川町の地域給引上げに關する陳情書(茨城県北相馬郡布川町長山田正雄外十名)(第三五〇號)
埼玉県志木町の地域給引上げに關する陳情書(埼玉県北足立郡志木町長井下田四郎外七名)(第三五一號)
埼玉県三ヶ島村の地域給引上げに關する陳情書(埼玉県入間郡三ヶ島村長澤田左富外五名)(第三五二號)
埼玉県大門村の地域給引上げに關する陳情書(埼玉県北足立郡大門村長城所眞六郎外五十七名)(第三五三號)
埼玉県大和田町の地域給引上げに關する陳情書(埼玉県北足立郡大和田町長並木庄兵衛外十名)(第三五四號)
埼玉県坂井村の地域給引上げに關する陳情書(埼玉県南相模郡坂井村長中村定三郎外六名)(第三五五號)
埼玉県蒲生村及び大相模村の地域給引上げに關する陳情書(埼玉県南相模郡蒲生村長淺見英藏外十一名)(第三五六號)
新潟県小出町の地域給引上げに關する陳情書(新潟県北魚沼郡小出町長櫻井又衛門)(第三五七號)
滋賀県八幡町の地域給引上げに關する陳情書(滋賀県蒲生郡八幡町長井上孫治郎)(第三五八號)
京都市山城大原郵便局の官署地域給引上げに關する陳情書(京都市左京区山城郵便局長青木三郎外十一名)(第三五九號)
兵庫縣川辺村の地域給引上げに關する陳情書(兵庫縣神崎郡川辺村

立屋形小学校長有川治雄)(第一五五號)
兵庫縣八鹿町の地域給引上げに關する陳情書(兵庫縣養父郡八鹿町長武村太右衛門外二名)(第一五六號)
岡山県和氣町の地域給引上げに關する陳情書(岡山県和氣郡和氣町級地設定対策委員長日笠政治外四十四名)(第一五七號)
岡山県西大寺市の地域給引上げに關する陳情書(岡山県西大寺市長家野猛之外千五百八十名)(第一五八號)
岡山県湯原町の地域給引上げに關する陳情書(岡山県真庭郡湯原町長西田宇平外五名)(第一五九號)
山口県光市の地域給引上げに關する陳情書(山口県光市長松岡三雄)(第一六〇號)
福岡県赤村の地域給引上げに關する陳情書(福岡県田川郡赤村長小林陸治外七名)(第一六一號)
熊本県宇土町の地域給引上げに關する陳情書(熊本県宇土郡宇土町長細川立錫外一名)(第一六二號)
長崎県吉井町等の地域給引上げに關する陳情書(長崎県北松浦郡吉井町長金崎寿雄外三名)(第一六三號)
鹿児島県伊佐町の地域給引上げに關する陳情書(鹿児島県日置郡伊佐町長松元信藏外三百六十二名)(第一六四號)
鹿児島県若川町の地域給引上げに關する陳情書(鹿児島県薩摩郡若川町長黒木良行)(第一六五號)
静岡県原泉村の地域給引上げに關する陳情書(静岡県小笠郡原泉村長木下禮雄外六名)(第一六六號)
東北、北海道諸地域の勤務地手当改正に關する陳情書(東北七県自治協

議会会長山形県知事村山道雄外六名)(第一六七號)
長野県下諸地域の勤務地手当改正に關する陳情書(長野県知事林虎雄)(第一六八號)
奈良県下諸地域の勤務地手当改正に關する陳情書(奈良県知事奥田良三)(第一六九號)
秋田県四ツ小屋村の地域給引上げに關する陳情書(秋田県河辺郡四ツ小屋村町熊地治助外二名)(第三七〇號)
山形県南置賜郡の地域給引上げに關する陳情書(山形県南置賜郡町村会長小園基一外四名)(第三七一號)
岩手県湯田村の地域給引上げに關する陳情書(岩手県和賀郡湯田村長島海政次郎)(第三七二號)
福島県湯田等の地域給引上げに關する陳情書(福島県東白川郡湯田地域給引上げ対策協議会会長白坂邦衛外十三名)(第三七三號)
栃木県赤見町の地域給引上げに關する陳情書(栃木県安蘇郡赤見町長天海陸平外七名)(第三七四號)
静岡県伊豆長岡町等の地域給引上げに關する陳情書(静岡県田方郡修善寺町大城貢外二十四名)(第三七五號)
福井県宮崎村の地域給引上げに關する陳情書(福井県丹生郡宮崎村長田中一之外十八名)(第三七六號)
三重県比叡村の地域給引上げに關する陳情書(三重県知事青木理外二名)(第三七七號)
奈良県南生駒村の地域給引上げに關する陳情書(奈良県生駒郡南生駒村長増田市太郎)(第三七八號)
岡山県勝田町の地域給引上げに關する陳情書(岡山県勝田郡勝田町長鷹取静男)(第三七九號)

第一類第二号 人事委員会議録第六号 昭和二十八年十二月六日

大分県判田村の地域給指定に関する陳情書（大分県大分郡判田村長柴尾両平）（第四〇号）
 広島県東高屋村等の地域給指定に関する陳情書（広島県賀茂郡東高屋村長檜山員外一名）（第四一號）
 熊本県有佐村の地域給指定に関する陳情書（熊本県知事桜井三郎外四十五名）（第四二號）
 熊本県六嘉村の地域給指定に関する陳情書（熊本県上益城郡六嘉村地域給対策協議会長大久保豊外五名）（第四三號）
 熊本県大島村の地域給指定に関する陳情書（熊本県上益城郡大島村長宮田敏雅外五名）（第四四號）
 鹿児島県根占町の地域給指定に関する陳情書（鹿児島県肝属郡根占町長坂口逸己）（第四五號）
 公務員の給与とベース引上げ等に関する陳情書（全基準労働組合岐阜支部執行委員長峯岸賢吉）（第四六號）
 同（室蘭工業大学職員組合佐々木満雄外七十名）（第四七號）
 同外二件（福島県相馬郡磯部中学校横田行夫外二十四名）（第四八號）
 同（新潟県自治団体職員労働組合協議会委員長中川友広）（第四九號）
 公務員の給与とベース引上げ反列に関する陳情書（茨城県久慈郡町村議会議長会長多賀野三男）（第五〇號）
 期末手当の財源措置に関する陳情書（奈良県議會議長大森久司）（第五一號）
 教職員給与法案に関する陳情書（全日本中学校長会長長野口彰）（第五二號）
 宮城県古川市の地域給引上げに関する陳情書（古川市長三浦篤）（第五

六號）
 広島県祇園町並びに古市町の地域給引上げに関する陳情書（広島県安佐郡祇園町長桑原政一外一名）（第五七號）
 広島県可部町の地域給引上げに関する陳情書（広島県安佐郡可部町長諫訪主計）（第五八號）
 北海道足寄村の地域給指定に関する陳情書（北海道足寄郡足寄村議會議長多田梅松外九名）（第五九號）
 埼玉県新方村の地域給指定に関する陳情書（埼玉県南埼玉郡新方村長小林保重外六名）（第六〇號）
 埼玉県馬宮村の地域給指定に関する陳情書（埼玉県北足立郡馬宮村長野島正雄外十名）（第六一號）
 広島県龜山村の地域給指定に関する陳情書（広島県安佐郡龜山村長田部倉太郎）（第六二號）
 大分県八坂村の地域給指定に関する陳情書（大分県速見郡八坂村長工藤進外二名）（第六三號）
 地域給撤廃に関する陳情書（愛知県議會議長池田駒平）（第六四號）
 を本委員会に送付された。

開会いたします。
 この際御報告があります。一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案、益谷秀次君外十四名提出が提案されました。その審査を当委員会に付託せられましたので御報告いたします。
 お諮りいたしますが、ただいまの御報告いたしました法律案は、前に内閣より提出せられ、昨日質疑を終了いたしました両法案と密接な関係があり、かつこれより先に議決する必要がありますので、これを先議いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○川島委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。
 それでは一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。提案者の提案理由の説明を求めます。永田亮一君。

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案
 提出者
 益谷 秀次 佐藤 榮作
 池田 勇人 小澤 重喜
 川島正次郎 赤城 宗徳
 荒船清十郎 田子 一民
 田中 好 田中 萬逸
 永田 亮一 原 健三郎
 本間 俊一 森 清
 山口 好一
 一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案
 一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一

部を次のように改正する。
 第十二条第三項を次のように改める。
 3 前項第一号の支給地域は、別表第六に掲げる支給地域以外の地域とし、同項第二号から第五号までの支給地域の区分は、別表第六に掲げるところによる。
 別表第六のうち、北海道及び各府県の項の一級地に関する部分を削り、大阪府の項の二級地に関する部分中「四級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「四級地及び三級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清瀬村」に、「五級地、三級地及び一級地に含まれる地域」を「五級地及び三級地に含まれる地域並びに南松尾村」に改める。
 附 則
 この法律は、昭和二十八年十二月三十一日から施行する。
 ○永田（亮）委員 提案者一同を代表いたしまして、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその要旨を御説明申し上げます。
 さきに本委員会におきましては、今回の給与改訂を機会として、まず現行無級地を一級地に引上げ、しかる後一級地の勤務手当相当額を本俸に繰入れるように政府に対して要望いたしましたのであります。今回の政府の給与法改正案は、その提案理由においては、現行の無級地をすべて一級地に引上げ、一級地相当の勤務手当を本俸に繰り込み、それに伴い支給地域区分を最高二割、以下五分刻み、四段階に改めることとしたと説明してあるの

であります。なるほどこの改正案によれば、計算上は現在の無級地は給与月額において是有級地よりも五割程度の増額となり、結局一級地に引上げたと同様の結果になるのであります。この差の生じ方には、逆にいえば、現在の有級地が一様に五割勤務手当を引下げられ、いわば既得権の侵害になるというようにも感じられるのであります。従いましませんでした。無級地の一級地への引上げと本俸繰入れとを分離して考え、まず現在の無級地をすべて一級地に引上げるべく本改正法案を提出いたしました次第であります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。
 ○川島委員長 本案につきましては、質疑を省略し、ただちに討論に入ります。討論は通告順によりこれを許します。館林三喜男君。
 ○館林委員 地域給の問題につきましては、すでに当委員会において最も重点を置いて審議されたところであります。この地域給は、終戦後のインフレーションの激化に伴いまして、給与体系が混乱している最中に、いわば生活給的な性格をもつて設けられたものであります。しかし一応安定の過程をたどりつゝある今日におきましては、むしろ給与体系、給与の性格というものは、生活給の立場よりも能率的な立場に漸次移行すべきことは申すまでもありません。さうな立場から考えますと純粋に生活給的な性格を持つてゐる勤務地手当については、根本的な再検討を重ねなくてはならないということは、各人事委員の諸君もまったく同感だろ

員会におきましてはすでにしほ、勤務地手当、いわば地域給制度の廃止を目途として、まずさしあたり五段階制を三段階制に圧縮するという方向に進むべきだとの決議をしているわけであり、まして今般政府が提出されたものも、勤務地手当を漸次廃止する前提として、これを段階制にするということでありませうけれども、それが本俸に繰入れられたために、まったくインテキな勤務地手当の圧縮というかつこうになつておられます。さうな立場から考えまして、今自由党より提案されたのは、さうな点にあるだらうと思ひます。しかしながら自由党の提案されたものは、来る十二月三十一日から実施して、そして一月一日には新しくこれから審議されるべき政府案に乗りかかるといふことであつて、またこれはつじつまを合せるといふか、いかにも法をもてあそんでいるといふか、つこうに私たちが感ぜざるを得ないのであります。私たちが今提案いたします通りには、あとで説明いたします通り、われ／＼としては無級地をすべて一級地にする、そして将来四段階にする前提といはしまして、とにかく五段階を当分の間置こうといふ修正案をあとで出しておきますので、さういふ観点からいたしますと、終始一貫しておられます。しかしながら自由党の案と、それから今後審議されるべき政府案との関係から申しますと、突にこの法律をもてあそぶといふやうな感ぜ、われ／＼として納得できないのでありますけれども、われわれの修正案との関連におきましては、まづつこうこれは一貫した思想を持つておられますので、私はさういふ立場

から賛成したいと思ひます。
○川島委員長 森三樹二君。
○森三委員 たいだいま提案せられましたところの一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案について、反対の意見を述べたいと思ひます。

われ／＼人事委員会をいたしましては、この地域給のアンバランスを修正するために、いろ／＼検討を加えて来たのです。しこうしてこの従来の都市に集中されました地域給の給与の引上げといふこと、現在の經濟情勢は、むしろ地方の市町村の公務員の給与の地域給を引上げなければならぬ、しこういふ身論が非常に高まつて参りまして、このゼロ級地並びに一級地を引上げるといふことについての対策を、われ／＼は進めておつたのです。そこでゼロ級地の公務員の諸君の地域給を一級地に引上げ、そしてまた一級地を二級地に引上げるといふやうな考へ方につきました。私どももこれを従来支持して参つたのであります。今般政府から提案せられました地域給の本俸繰入れといふ法案に對しましては、あくまでも根本的な立場から基本給のベース・アップに地域給の引上げを混濁して、九・三といふベース・アップをするという態度に對しては、強くわが党として反対をしておるわけでございます。

そこで自由党の諸君は、元来やはり地域給と本俸といふものは切り離さなければならぬ、しこういふ建前に立つてお考えを持つておつたやうです。その点は非常にいい基本的なお考えであつたのでございませうが、せつかくしこうしたところの法律案をおつくりになつ

て、これをあくまでも基本給と地域給と切り離したところの建前で、給与をやつて行くといふのならばよろしいが、政府の出した法律案を根本的に自由党の諸君は修正するといふ形でなく、政府案をのみながら単に観念的にただ十二月三十一日だけ、本俸と地域給と切り離すといふやうな観念の遊戯のようなこゝろの法律案を出しなすつて、しこうして全公務員を驚嚇せんとするやうな法案であるといわなければならぬ、非常に私は遺憾にたえませぬ。

かような法案を自由党の諸君はお出しになる前に、私は良心的に本俸と地域給とあくまでも切り離したところの法律案をお出しになることを期待しておつた、ところが今日この法案を見て、私どもはただ唖然とせざるを得ないのであります。私どもはあくまでも基本給と地域給とは切り離して、支給をして行くといふ建前を堅持するものであります。ゆゑに、このやうなただはんとくに表面を糊塗する法案に對しましては、根本的に納得することはできないのであります。従いまして私どもはこの法案に對しまして反対の意見を表明する次第であります。

それから私がもう一つ言いたいのは、先般私私が主張しておりましたこの地域給改訂に對して、政府や國會が自主的にこゝろの改正をすべきでない、やはり人事院の勸告をまつて、われ／＼がこれを修正すべきものである、しこういふ意見を當委員會において述べておつたのであります。今國會の委員會に、こゝろの案を提出してお出しになる、しこういふこと自体は、私は人事院とい

ものを、根本的に廃止するといふやうな方向に向うものではないかと思ひ。しかも國家公務員法とか、一級給の法律案といふ法律には、明確に人事院勸告をまつて大いにやらなければならぬといふ解釈が、どうしても生れて来るのです。それを無視してこゝろの法案を自由党の諸君がお出しになるといふことは、やはり私は法律そのものを守るといふ態度から行きまして、これは反対せざるを得ない。この二つの論理に立つて本法案に對して反対の意見を開陳する次第であります。

○川島委員長 田中好君。
○田中(好)委員 私はこの法案に對して賛成の意見を述べます。地域給の問題に關しましては、かつ本委員會において数次にわたつて調査研究せられましたところでありまして、地域給と本俸とを区別するといふ意見は、諸君すでに述べられておるところである、その通りに本案を提出しておるのでございませうから、おそろく反対はない、賛成せられるものと考へます。

自由党を代表しまして賛成の意見を述べます。
○川島委員長 池田頑治君。
○池田(頑)委員 地域給の不均衡なこの点を是正するといふことは、この委員會が早くから取上げておつた、しこうして起死回生のこれは審議されかつた論究せられて来たところでありませう。従いましてこの委員會の中に地域給對策の小委員會を設けて、鋭意検討いたして参りました。この小委員會の結果論といたしましては、現行の零級地と一級地はどつしてもこれは一〇%上げ、しこうして將來廃止するところの前

提たらしめよう、かかる申合せもいたして、これを衆参兩院の合同委員會に提出しておることは、委員各位のあまねく知るところであります。従いましてこの案によりますならば、零級地を一級地に今上げて、これはしかし本年度におきまして、ただ一日分だけそれを認めて、明年一月一日からは、政府原案におきまして、本俸繰入れ、しこういふところがあつて、実は委員長などの非常な御努力を私は存じておられます。それはどうしても地域給と基本給のベース・アップといふものを混同してはいけぬ、而然と區別されるべきであるといふ御努力につきましては、私も存じておられます。従いまして私どもは当然さういふことは自由党の決議をもつてなされることと思つておつた。ところが、これはいろ／＼の御事情があるかもしれませんが、この案によりますと、二十四時間だけこれを認められて、二十五時間後には、もはや政府案に同調なさるといふことで、いかに苦心の跡が見えると思ひます。賛同いたすことはできないのであります。いわんや人事院の勸告によります一三・九%のアップといふものは、この中の零級地の昇格を一日間だけしておいて、そのあとにこれを食い込んで行くといふことは、多くの個人にこれだけのベース・アップをしたと言ひながら、その中にこれを食い込んで行くのでありますから、その手取りをいたしますところはまことに微々たるものであります。しこういふ扱ひ方につきましては、まことに私ども遺憾の意を表せざるを得ないのであります。將來地域給を本俸の中に繰入れて、しこういふ不均衡な制度をなく

て、これをあくまでも基本給と地域給と切り離したところの建前で、給与をやつて行くといふのならばよろしいが、政府の出した法律案を根本的に自由党の諸君は修正するといふ形でなく、政府案をのみながら単に観念的にただ十二月三十一日だけ、本俸と地域給と切り離すといふやうな観念の遊戯のようなこゝろの法律案を出しなすつて、しこうして全公務員を驚嚇せんとするやうな法案であるといわなければならぬ、非常に私は遺憾にたえませぬ。

かような法案を自由党の諸君はお出しになる前に、私は良心的に本俸と地域給とあくまでも切り離したところの法律案をお出しになることを期待しておつた、ところが今日この法案を見て、私どもはただ唖然とせざるを得ないのであります。私どもはあくまでも基本給と地域給とは切り離して、支給をして行くといふ建前を堅持するものであります。ゆゑに、このやうなただはんとくに表面を糊塗する法案に對しましては、根本的に納得することはできないのであります。従いまして私どもはこの法案に對しまして反対の意見を表明する次第であります。

それから私がもう一つ言いたいのは、先般私私が主張しておりましたこの地域給改訂に對して、政府や國會が自主的にこゝろの改正をすべきでない、やはり人事院の勸告をまつて、われ／＼がこれを修正すべきものである、しこういふ意見を當委員會において述べておつたのであります。今國會の委員會に、こゝろの案を提出してお出しになる、しこういふこと自体は、私は人事院とい

ものを、根本的に廃止するといふやうな方向に向うものではないかと思ひ。しかも國家公務員法とか、一級給の法律案といふ法律には、明確に人事院勸告をまつて大いにやらなければならぬといふ解釈が、どうしても生れて来るのです。それを無視してこゝろの法案を自由党の諸君がお出しになるといふことは、やはり私は法律そのものを守るといふ態度から行きまして、これは反対せざるを得ない。この二つの論理に立つて本法案に對して反対の意見を開陳する次第であります。

○川島委員長 田中好君。
○田中(好)委員 私はこの法案に對して賛成の意見を述べます。地域給の問題に關しましては、かつ本委員會において数次にわたつて調査研究せられましたところでありまして、地域給と本俸とを区別するといふ意見は、諸君すでに述べられておるところである、その通りに本案を提出しておるのでございませうから、おそろく反対はない、賛成せられるものと考へます。

自由党を代表しまして賛成の意見を述べます。
○川島委員長 池田頑治君。
○池田(頑)委員 地域給の不均衡なこの点を是正するといふことは、この委員會が早くから取上げておつた、しこうして起死回生のこれは審議されかつた論究せられて来たところでありませう。従いましてこの委員會の中に地域給對策の小委員會を設けて、鋭意検討いたして参りました。この小委員會の結果論といたしましては、現行の零級地と一級地はどつしてもこれは一〇%上げ、しこうして將來廃止するところの前

提たらしめよう、かかる申合せもいたして、これを衆参兩院の合同委員會に提出しておることは、委員各位のあまねく知るところであります。従いましてこの案によりますならば、零級地を一級地に今上げて、これはしかし本年度におきまして、ただ一日分だけそれを認めて、明年一月一日からは、政府原案におきまして、本俸繰入れ、しこういふところがあつて、実は委員長などの非常な御努力を私は存じておられます。それはどうしても地域給と基本給のベース・アップといふものを混同してはいけぬ、而然と區別されるべきであるといふ御努力につきましては、私も存じておられます。従いまして私どもは当然さういふことは自由党の決議をもつてなされることと思つておつた。ところが、これはいろ／＼の御事情があるかもしれませんが、この案によりますと、二十四時間だけこれを認められて、二十五時間後には、もはや政府案に同調なさるといふことで、いかに苦心の跡が見えると思ひます。賛同いたすことはできないのであります。いわんや人事院の勸告によります一三・九%のアップといふものは、この中の零級地の昇格を一日間だけしておいて、そのあとにこれを食い込んで行くといふことは、多くの個人にこれだけのベース・アップをしたと言ひながら、その中にこれを食い込んで行くのでありますから、その手取りをいたしますところはまことに微々たるものであります。しこういふ扱ひ方につきましては、まことに私ども遺憾の意を表せざるを得ないのであります。將來地域給を本俸の中に繰入れて、しこういふ不均衡な制度をなく

提たらしめよう、かかる申合せもいたして、これを衆参兩院の合同委員會に提出しておることは、委員各位のあまねく知るところであります。従いましてこの案によりますならば、零級地を一級地に今上げて、これはしかし本年度におきまして、ただ一日分だけそれを認めて、明年一月一日からは、政府原案におきまして、本俸繰入れ、しこういふところがあつて、実は委員長などの非常な御努力を私は存じておられます。それはどうしても地域給と基本給のベース・アップといふものを混同してはいけぬ、而然と區別されるべきであるといふ御努力につきましては、私も存じておられます。従いまして私どもは当然さういふことは自由党の決議をもつてなされることと思つておつた。ところが、これはいろ／＼の御事情があるかもしれませんが、この案によりますと、二十四時間だけこれを認められて、二十五時間後には、もはや政府案に同調なさるといふことで、いかに苦心の跡が見えると思ひます。賛同いたすことはできないのであります。いわんや人事院の勸告によります一三・九%のアップといふものは、この中の零級地の昇格を一日間だけしておいて、そのあとにこれを食い込んで行くといふことは、多くの個人にこれだけのベース・アップをしたと言ひながら、その中にこれを食い込んで行くのでありますから、その手取りをいたしますところはまことに微々たるものであります。しこういふ扱ひ方につきましては、まことに私ども遺憾の意を表せざるを得ないのであります。將來地域給を本俸の中に繰入れて、しこういふ不均衡な制度をなく

しようという趣旨については、もとより各党の異論のないところであり、ただこれをいかにして混同を防いで、ほんとうの趣旨を生かして行くかというところは、こういうやり方ではなく、人事院の勧告は敢としてなされて、それに基づいて行われるべきことが至当な道であると思はる。さらにまた人事院は今回の政府の一般職の給与に関する法律の改正案につきまして、政府として事前に打合せをなさつたと言ふが、私どもの知る範囲においては、この地域給の繰入れという問題は、人事院の権威ある勧告をまたずして、政府独断で行われたという印象が、はなはだ強く感ぜられてならないのであります。これでは将来人事院の勧告につきましても、その権威につきましても、私どものみならず、多くの人々が不信の念を抱く大きな原因となるのではなからうかとさう危ぶまれるのであります。これは人事院を廃止するといふ、その前提に立つておやりになるならいざ知らず、人事院を権威あるらしめ、そして国家公務員法の制定されたその精神を生かすとするならば、かようなことでは人事院の存立の基礎が危ぶまれると、私は思う次第であります。従いましてこの趣旨、本俸の中に入れて、漸次上下の差をなくしようというこの趣旨そのものについては、私はもちろん異論はございません。ただ二十四時間だけやろうというよううな、こういうやり方ではどうしても私は賛成できませんので、私はここに反対の意見を開陳する次第であります。

○川島委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立をお求めます。

〔賛成者起立〕

○川島委員長 起立多数であります。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○竹山委員 私はこの際委員長を通じて政府、人事院に希望を申し上げておきたい。今いろいろ御意見が出たように、この問題を処理することばわれわれも賛成をいたしました。が、残余の地域給についてこぼこを是正するのは、二十九年度予算編成が間近に迫っておりますから、この機会において十分人事委員会の主張を、人事委員長を通じて人事院及び政府に浸透をさせ、この際解決されることを希望いたします。

○川島委員長 次に内閣提出の一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案の二案を一括議題といたします。

この際御報告いたします。一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、自由党の永田亮一君外十二名と、改進黨の館林三喜男君外四名と、社会党両派共同で受田新吉君外六名より、それら修正案が提出され、また特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、改進黨の館林三喜男君外四名と、社会党両派共同で受田新吉君外六名より、それら修正案が提出されておりますので、御報告いたします。

まず社会党両派共同提出の修正案について説明をお願いいたします。受田新吉君。

○受田委員 私から両派社会党共同提出の修正案の趣旨を申し上げます。お手元に差上げである案文をごらんいただいて御判断をお願いしたいと思います。一 庶務の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十二条第二項第五号の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。

第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。

第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。
第十九条の四の改正に関する部分を除く。

(以下「切替日」という。)における職務の級は、改正前の一般職の職員給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により切替日においてその者が属していた職務の級とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に對應するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

3 職員給与の昭和二十八年八月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日におけるその者が属していた職務の級とし、その者の当該期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に對應するこの法律の附則別表に掲げる新俸給月額に對應するそれぞれの俸給表に定める号俸とする。

6 この法律施行前改正前の法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以後この法律施行の際までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内私とみなす。

7 附則第二項及び第三項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基く人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

10 一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
「企業官庁職員級別俸給表(別表第五) 教育職員級別俸給表(別表第六)」
第六条 (別表第六) 第二項 イ 大学等教育職員級別俸給表
規定中 高等学校等教育職員級別俸給表
ハ 中学校、小学校等教育職員級別俸給表
イ 大学等教育職員級別俸給表
ロ 高等学校、中学校、小学校等教育職員級別俸給表

与改訂につきましましては、二十九年年度の予算を勘案しながら、当分の間見送るという点が第一点であります。

第二点は、先ほど自由党から提案されました通りに、地域給を本俸に組み入れるという事は、まったくインフレであるということも先ほど御説明の通りであります。従いまして私たちが地域給の無級地を二級地に入れて、当分の間五段階の五級地としておきたいということが第二点であります。

その他勤務地手当並びに期末手当につきましましては、すでに先般の臨時国会に以人事委員会におきましても、しばしば論議を重ねた通り、この点につきましましては賛成であります。そのベース・アップ並びに勤務地手当についての取扱いで違つという点が、この修正案の骨子でありまして、その内容につきましましては皆さん方にお手渡ししておりました条文を、ごらんになつていただきたいと思ひます。

以上の修正案につきましまして簡単な趣旨弁明をいたしますが、われわれは、二十九年年度以降におきましてはどうしても政府をいたして、あるいは國家をいたしまして徹底的なインフレ抑圧の予算を組まなかつたならば、日本の自立経済はまづたく不可能であるということを確認するものであります。従いまして、昨日の予算審議におきましまして、党から共同組みかえ案を出しました通り、この第二次補正予算は申すまでもなく二十九年年度予算に、ただちに直結する性格を持つておるのであります。むしろ政府におきましては十五箇月の予算でも組むべき筋合いのものであります。しこうして、そのうちにおきましてベース・アップにつきま

しては、大蔵大臣は来年におきましては四百四十億のはね返りになるとおつしやいましたけれども、實際いろいろ推算いたしますと、八百億近いものが来年はベース・アップによつて当然に増加することになります。われわれは来年のインフレを防止し、物価を抑制するために、どうしても一兆億以内の予算をもつて切り詰めるべくやいやいやという立場から申し上げますと、現在ただちに卒然として、かようなベース・アップをやるといふことにつきましまして、どうしても納得できないのであります。すでに先般の臨時国会におきましても、来るべきところのたゞいま開かれておるところの臨時国会におきましては、期末手当と勤勉手当だけを審議するということを、そのとき政府もある意味で言明されたのであります。しかもまづたく率然として仲裁職定をのみ、あるいはまたベース・アップを率然として出されたその意思が那邊にあるかという事は、われわれはまづたく推測できない。もちろん皆さん御承知の通り、やつぱり公務員の給与が上ると一般民間賃金も上りましよう。従つて全体の物価というものはどん／＼上つて来る。従いまして私

たちは今一番大事なことは、公務員の生活安定をいねがうならば、いかにして實質的に公務員の生活安定をさせるかという点であります。さような立場を考へまして、われわれは来る一月一日からは、先般の税制調査会の答申によりましますところの、あるいは源泉所得税の減免をやるとか、あるいは消費税率米価を当分の間すえ置くとかいふような思い切つた低物価政策をとりまして、いわゆる實質の給与を増すこと

によつて、公務員の生活を安定させた

い、かような趣旨であります。このよ

うな意味から私にはかくベース・アップについては、当分見送るべきだといふ立場であります。

なお地域給の問題につきましましては、今政府案が新しく出ておりますけれども、わずか一日にして本俸に繰入れるといふことは、まづたく法をもてあそぶものであり、また先ほどおつしやいましたように一種の観念遊戯だと思ひます。従つて私たちが提案いたしておりますように、とにかく無級地を一級地に、当分の間五段階でおくといふわれわれの案に対して、ぜひ皆さんの御賛成を得たいと思ひます。これが私の趣旨弁明でありま。

○川島委員長 永田亮一君。
一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する
修正案
一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第十二条の改正に關する部分に次のように改める。
第十二条第二項第五号を削り、同条第三項を次のように改める。
3 前項各号の支給地域の区分は、別表第七に掲げるところによる。
別表第七の改正に關する部分に次のように改める。

別表第七のうち、大阪府の項の二級地に關する部分中、「四級地及び三級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清溪村」を「三級地及び二級地に含まれる地域並びに石河村、見山村及び清溪村」に、「五級地及び三級地に含まれる地域並びに南横山村、横山村及び

南松尾村」を「四級地及び二級地に含まれる地域並びに南横山村、横山村及び南松尾村」に改め、同表のその他の部分中「五級地」を「四級地」に、「四級地」を「三級地」に、「三級地」を「二級地」に、「二級地」を「一級地」にそれぞれ改める。
附則第一項中「附則第七項及び第八項」を「附則第七項から附則第九項まで」に改める。
附則第八項の次に次の二項を加へる。
9 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。
附則第五項の次に次の一項を加へる。
6 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で指定する職員については、改正後の第六條第六項第三号の規定にかかわらず、当分の間、高等学校等教育職員別給表を適用する。
10 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）は、廃止する。
○永田（高）委員 提案者一同を代表いたしまして、自由党修正案の趣旨弁明を行います。

本修正案は、さきにわれわれが提案いたしました一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に伴い、整理を必要とする部分についての修正で、事務的なものであります。その他盲学校等の教育職員別給表を適用

せしめようとするものであります。これは各党過激派より要望いたしておるところでありまして、これら教育職員の勤務の实体を考慮いたし、かかる修正を行つたのであります。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○川島委員長 両法律案及び各修正案を一概議題とし討論に付します。討論は通告順によりこれを許します。赤城宗徳君。
○赤城委員 私は社会党両派提案の修正案に反対いたし及び改進黨提案の修正案にも自由党を代表して、反対いたすものであります。
社会党案の俸給表から地域給を切り離そうとする方針には、一床賛意を表します。しかしながらこの修正案によりますならば、地域給を整理して、段階を逐次縮減しようとする意圖がうかがわれないのであります。本委員会においては、地域給が漸次その合理性を喪失しつつある現状にかんがみまして、逐次これを整理する方針並びに決議をいたしておるのであります。地域給整理方針を否定するといふならば、これに対しては賛意を表するわけには行きません。また一万五千四百八十円の平均給与は、本年三月現在のありべき法であります。社会党がその主張を貫くならば、一万五千四百八十円よりもつと高く、一万六千一百円以上にしてこそ、社会党の給与の修正の筋が通るのであります。俸給表を一万五千四百八十円のままにすえ置いておらないと考へます。及び本年八月にこの実施期をさかのぼるといふこと

でありま

た通りこれは三月にあるべき姿であり
ますならば、それを遡及するならばむ
しろ三月に遡及してこそ、その筋が通
ると思うのであります。しかしこれが
いずれといたしまして、給与総額の
占める国家財政の比率は非常に多いの
であります。従つてわれ／＼はその給
与額を決定するにあつて、一方公
務員諸君の生活維持を深く考慮する
とともに、国家財政の負担能力を考え
なければなりません。というのは、民間
給与は経営の利潤と、経営の実績等
によつて、賃金が決定されるのであり
ます。公務員につきましても俸給を支
払うものは、政府または地方公共団
体であります。国家及び地方公共団
体は事業団体あるいは営利会社では
ないのであります。その俸給の源は、
すべて国民の税金にあるのであります。
従つて一般民間給与との比較は大事
でありますけれども、一般民間通りに
行かないことが多いのであります。人
事院は争議権、団交権のない公務員に
かかりまして、その利益代表として公
務員の給与のあり方等について、政府
及び国会に勧告する権限を持つてお
ります。政府はその支払い機関であ
り、国民の信託を受けておるものとし
て勧告を尊重しなければなりません
が、一方国会は国民の代表者として、
これが適当なりやいなやを判断しな
ければなりません。すなわち公務員は公
僕と言われますように、公務員の使
用者は国民であります。従つて国民の租
税負担能力とのにらみ合せにおいて、
最も適当なる給与を決定することが、
国会の責任であると思ふのでありま
す。その点で、地域給繰入れをやめて
政府原案の通り、平均一万五千四百八

十円を認めようとする社会党の修正案
には賛成できません。
また社会党の修正案によりまして、
教員の給与を二本建にいたしてござ
います。従来社会党の諸君は同一学歴、同
一勤続年数においては同一給与とし
ろ、いわゆる一本建を主張して来たの
であります。しかしながら今回の修正
案を見ますと、二本建にいたした
ことは、すでに学校自体の職域差を認
めておることの実証に在るのでありま
す。それならばもつと精細に二本建を
貫いた方が、私はよろしいと思ふの
であります。この意味におきましても
社会党の修正案に對しましては反対を
表明するものであります。
次に改進黨の修正案につきまして、
反対の意見を表明いたします。改進黨
諸君の提案は、この際ベース・アップ
をとりやめようということでありま
す。その理由は、ベース・アップがイ
ンフレを助長する原因になるというこ
とであります。確かにベース・アップ
は財政の規模が拡大する。ベース・ア
ップによつて財政の規模が拡大する
ことは確実であります。しかしなが
ら、公務員諸君のベース・アップを、
この師走の寒空から来年にかけて、公
務員の生活の逼迫したもにおいて、
拒否することにつきましては、私ども
は賛意を表することができません。と
いうのは、公務員の平均給与所得は一
万五千四百八十円が適当であるとい
う人、本年七月十八日になされたので
ありまして、これは本年三月におい
てかあるべしという姿であつたのであ
ります。来年の一月以降にかかあるべ
しという姿ではないのであります。か

くのごとき実情からするならば、公務
員諸君はすでに本年三月にあるべき
姿より、毎月その生活において赤字を
出しておるか、生活費を節約して生活
を続けて来ているのであります。ここ
に改進黨の修正案のように、人事院か
ら勧告し、本国会に提案されている給
与の引上げを、全面的に拒否するとい
うことは、私どももいたしまして賛成
いたしかねます。今回の給与の引上げ
は、三月以降赤字を節約して、あるいは
節約によつて、生計を維持しつつある
ところの公務員の過去の実績に對し
て、来年一月一日からこれを補填しよ
うというのでありますので、改進黨の
インフレを防止するために、税金の負
担を軽減し、あるいは物価を下げる
という基本方針には賛意を表しますが、
この給与の引上げは、過去において今
年の三月からできておるところの欠陥
を是正して行こう、こういうことであ
りますので、これに對しては反対なの
であります。

次に自由党案は政府案が人事院勧告
の給与月額平均額一万五千四百八十
円に合せてありますが、それには地域給
五百分が繰入れられていることを懸念
しておるのであります。地域給繰入れ
は本委員会の方針でもありますので、
それを切り離し、実質的に給与ベース
をはつきりさせなければなりません。そ
の意味におきまして原案が不明瞭であ
りましたので、ただいま本委員会にお
きまして議決された案法第二号のよう
に、無地域を一般地に繰上げ、はつき
りとさしてその上に、政府原案のよう
に地域給を一級繰上げよう、こういう
ことにはつきり一線を画しておるので
あります。

なお官費学校等の教員の待遇がその
職域の特殊性に伴ひまして、高等学
校、中等学校等の教員俸給表を適用す
ることは、これは改進黨、社会党の諸
君におかれましても、非常に疑義があ
るとしてたび／＼本委員会においても
主張されて来ておりますので、自由党
案におきましては、この職域の特殊性
を認めまして、高等学校等の職員俸給
表を適用する、こういう修正案であ
りますので、この点につきましても、欠
陥を補つたりつばな案であると考え
るのであります。

以上申し述べました理由によりまし
て、社会党の修正案並びに改進黨の修
正案には反対いたしましたし、自由党の修正案
に賛意を表するものであります。
○川島委員長 池田清志君。
○池田(清)委員 私は改進黨を代表
いたしまして、改進黨の提案に賛成を
いたし、政府及び両社会党の提案に反対
の討論をいたさんとするものでありま
す。

今次の戦いによりまして、わが国の
経済はめちや／＼に破壊せられまし
て、日本が再び立つことがあたわな
い程度にまでやつつけられたことは、皆
さんが御承知の通りであります。しか
しながらその後八年の間、アメリカの
対日援助二十億ドルや朝鮮動乱以後の
特需等による外国依存の経済政策によ
りまして、今日までやや進展して参つ
ておりますことも御承知の通りです。
それであるにもかかわらず、貿易
の面は赤字続きと相なり、生産は低下
をいたし、物価は上り、貨幣の価値が
低下する傾向に進んでおりますこと
は、皆様御承知の通りであります。こ
の際にあつてわが国は、従来の外国

依存の経済政策から脱却をいたしまし
て、わが国の自立による経済の建直し
をしなければならぬ時期に到達して
おりますことは、皆さん御承知の通
りであります。これを実行いたします
るために、わが改進黨をいたしまして
は、自立経済の五箇年計画なるものを
もちまして、五箇年後にはつづばなる
日本につくり上げんとする努力をいた
しておる次第でございます。

占領政策によりましてわが国の自衛
力はゼロになりました。しかしながら
わが国の自衛力がゼロであるというこ
とは、日本が困るといふ観点からいた
しまして、日米両国の間に相談の結
果、日米安全保障条約が成立をいたし
国会においてこれを承認してあります
こと、これまた皆さん御承知の通り
であります。すなわち外国の實力によ
つて、わが国が防衛せられておるわけ
であります。独立を得たりとはいいな
がら、外国の實力によるところのわが
国の防衛の姿は、真の独立ではありま
せん。この面におきましても外国依存
を脱却いたしましたして、わが国の力に
応ずる、国民の意思に應ずるところの自
衛力を持たなければならぬというこ
とを、私どもは提唱するものでありま
す。すなわち国力に應ずるところの民
主的自衛軍を創設をいたし、やがては
その他の関連事項等とあわせて、
憲法の改正をいたさんとする努力を重
ねておる次第です。わが改進黨が打ち
出しますところの施策は、こういう
自立自衛の根本的な考え方から生れて
参りますから、この観点に立つて、
すべての国政を進めて行きたいと思
ふのであります。給与は勤務者の方々の
生活を維持し、家族を養ひ、明日の活

明瞭に出して来たのでありまして、われ／＼の理想はあくまでも一本建であるというところを、この際つけ加えて説明をいたしておく次第であります。かかる欺瞞に満ちましたところの、しかも現在の状態を無視したところの政府の原案及び自由党の案に対しては、われ／＼は絶対に賛成するわけには参らないのであります。

なお改進黨の案につきましては、今趣旨弁明もございましたけれども、これは、公務員の給与引上げのようになこと言いつておられますが、公務員の給与を引上げることがインフレの要因になるのでなくして、皆さん方が共同修正の形で行われましたところの本年度予算の組みかえ、あの中にある国の予算の施行そのものの中に、重大なるインフレの要因をはらんでおるのであります。(拍手)従いまして、われ／＼は、かかる枝葉末節な、根本を取違えたところの議論には、絶対に賛成することができないのであります。われわれはかかる観点に立ちまして、この政府原案及び自由党、改進黨の修正案に対して、反対をいたすものであります。

○川島委員長 岡良一君。

○岡委員 私は、ただいま御提案の一部を改正する法律案については、政府の原案、自由党並びに改進黨の両修正案にも反対をいたしまして、両派社会党が共同提出をいたしておられる修正案に賛成をいたします。その立場において日本社会党を代表して、いささか所見を述べたいと思っております。

もと／＼両派社会党の共同修正案は、人事院勧告というものを、できるだけ完全に実施をいたすというところに、この趣旨があるのであります。が、これは両派社会党の要求のみならず、実に全国百七十万の官業労働者の要求であり、またその台所をあずかる主婦の切なる要求でもあるのであります。しかも政府は、今回の改正を通じて、人事院の勧告を歪曲しておられるだけではない。この当然な公務員諸君の要求をしりぞけておられる。このことはまず労働者の基本的な権利であるところの罷業権等を奪われて、その対価として公務員の生活の保障に任じておられる。人事院そのものの権威に対する挑戦であると思わねばなりません。

しかも同時に、政府は人事院勧告の尊重という美名に隠れながら、実際においては公務員諸君を、今度の改正案では内容において瞻着しようとしておられる。このような、政府みずからが法律を無視し、また政府のもとに働く労働者に対し、公然たる欺瞞をしておられる。このことでは政府が綱紀の肅正を叫ぶ、道義の高揚をいかに百万べんりたつたところで、いつの日に綱紀の肅正、道義の高揚が求められるのであります。むしろ道義の高揚と、そうして綱紀の肅正をなさるべきは、そのもとに働く公務員ではなく、政府自身であると申さねばならないのであります。わが党がこの案を返上する第一の理由は、ここにあるのであります。

それで本改正案の内容であります。第一には人事院勧告は、本年七月十八日に政府並びに国会に行われたものである。この給与ベースについては、本年の三月までの消費者物価指

数、あるいは生計費指数、民間給与の上昇率等を勘案して算定したものである。なるほど赤城委員の御指摘のごとく、従つて両派社会党が理想的に実施するならば、三月一日をもつて実施しろという主張もなすけれども、これはないのであります。御存じのとく、人事院勧告は七月十八日に発せられており、しかも三公社五現業等の仲裁規定のにらみ合いにおいては、われ／＼は全官公労働者に対する処遇の一貫性を期待する意味において、八月一日からこれを実施すべきであるということを要求いたしておるのであります。これをしかも十二月臨時国会に、しかも第一二次臨時国会に、おいて予算の補正に盛り込むことを要求したにもかかわらず、これが十二月に延べられ、しかも三月一日においては一万五千四百八十円ベースを十個月も越えて、来年の一月一日より実施せんとしておられる。この結果は、一四％の引上げとなるべきものが九％そこ／＼にとどまり、しかもその一月からは消費者米価が引上げとなつて、そのはねかえりがただちに公務員の世帯にも一％の重圧となつて出て来るのである。このようなことでは、まったく文字通り羊頭を掲げて狗肉を売るものであると言われても、これは弁明の余地はあります。

また地域給に対する取扱いであります。政府は今回の改正にあたりまして、無級地を全部一級地に引上げた上、一級地の勤務地手当を本俸に繰込まんとしているのではありません。現行の勤務地手当を現実に対応して合理化し、その均衡をはかるべきは、かねての懸案でもあり、さればこそ衆参両院の人事委員会も、われ／＼としては、特に強く、給与改訂は改訂をいたしまして、この勤務地手当の問題は、予算的には別途に解決すべきことを要求いたしておつたのであり、またかくすることによつて、たとえ無級地を一級地に繰上げて、一級地を全面的に解消いたしまして、別途予算的措置を講ずるならば、来年の一月においては人事院勧告の趣旨に沿い、これを一月に引延ばした一万六千余円の支給はできるものであるが、これがまったく無視されておるのである。人事院勧告において、地域給の指定は現行を維持することとし、従つてわれ／＼も人事院勧告によつて、地域給が別途に法制化、予算化をすべきことを期待しておつたのであるが、この点がまったく裏切られたことは、私としては不満にたえないのである。従つて政府は国会の意思を尊重し、人事院の勧告を待つて善処すべきである。この問題を一挙に解決をはからんとし、しかもその結果が実際においては、零級地以外の大きな都会における家族持ちの中堅の公務員においては、手痛い、所得の減俸のような事情にさえもなろうとしておられる。これは国会の軽視とともに、実に政府の今度の改正案に盛り込まれた欺瞞性を残るところなく物語るものと、私は指摘をいたしたのである。さらに越年手当にいたしまして、期末手当は〇・五、勤勉手当は〇・七五となつておられる。六〇・七五の期末手当を支給しておられる。暮れと正月を控えて生活資金のかさばるこの暮れの手当が、六月より期末手当分として下まつて、〇・五である。ただ勤勉手当は本年は〇・七五として、手取りは一・二五に

しようというのでありますけれども、さような取扱ひ、地域給といふ期末手当といふ、給与予算という大わくの中で、何らの方針もなく、ただつじつまだけを合せようとしておられる。これでは政府の誠意というものが、ちよつともないということが見え過ぎてならないのである。

このようにして公務員には苦しい年の瀬が迫つておられる。年が明ければ米価が上り、年度がかわれば首切りが始まる。抗議をしようにもその争議権も取上げられておられる。せつかくの人事院も廃止の運命だ。勧告を行つても政府は馬耳東風だ。一体何をいうことで百七十万の公務員に対して本来のサービスを期待しようという方が無理ではなからうか。行政の最前線に立つて、公務員がほんとうに公共奉仕の自覚に立ち、行政の民主化なり、能率化のために努めることが、はたしてこういう政府の態度によつてできるであらうか。私は全国公務員の諸君とともにいなと答へざるを得ない。

以上の観点よりいたしまして、われ／＼はわれ／＼の修正案のごとく八月一日に遡及して一万五千四百八十円ベース、期末手当は一・五、地域給はなるべくすみやかに人事院勧告をまつて、来年四月をもつて漸減の方針のもとに別途予算的措置を講せられるよう要求する。われ／＼は昨日の両社会党共同組案において給与改訂として三百十四億、期末手当は三公社五現業を含めて三百十八億を主張したのである。またその財源としては保安庁費の削減として四百十四億、防衛支出金の未使用分削減二百二十億、安全保障未使用分削減三百十七億等不生産的なる

失敗を削減して財源に充つべきことを主張したのである。さらに政府与党並びに改進黨の諸君は、公務員の給与引上げがインフレの原因となるといふことを指摘して、これを抑え、またこれに反対を唱へ、なるほど政府がしばしば口にしておつたような補正予算一兆の大わくはもう夢物語になつておる。均衡予算の方針も、政府の散布超過が千三百億だと伝えられて、これまたくずれてしまつておる。このようになことに加えて来年一月ともなれば米備が上り、やがては鐵道運賃も郵便料金も、通勤バスも電料も上らうとしておる。政府みずからが物価の安定を説く舌の根の乾かないうちに、悪性インフレの種をまき散らしておるわけだ。しかもこれらが直接間接に國民生活の負担にしわ寄せられて来ることは、私の指摘するまでもないところである。やがては再び給与改訂もまた必ずとなり、物価と給与や賃金がいちぢごつこをして、この悪循環がインフレの悪化をますます促進する……(発言する者多し)これは資本主義的なインフレ防止政策である。われわれは今年のかかる不手ざわの、かかる収拾のつかないインフレ防止政策に対しては、根本的に立場を異にする明確な社会主義のインフレ防止政策を持つておる。われわれは一口に言うならば、国家資金は一切不生産的なところから引揚げて、これを日本の自立経済と國民生活安定に投入するのだ。これが最も基本的なインフレ防止政策であることは、経済学のいろはを知つておる人ならば御存じの事である。改進黨は憲法を改正し、自衛隊とおつしやいますけれども、しかしながら國の平和を侵略か

ら守らんとする政策に対して、國民を貧困な生活から守らんとする政策が、すでに優先しておるといふのが、各黨の実情ではありませんか。昨日の予算委員会における討論に対しても、保守黨の諸君はよく通貨を安定しとか、西ドイツの例を引かれて経済の復興を言われておるが、西ドイツにおける社会保障費は、昨年度は全予算の三七%を占めておる。ここにアデナウアー政権の大勝の大きな原因があることを、われわれは知らなければならぬのである。しかも政府はきのうも、大蔵大臣が予算委員会において言明するところによれば、さらに来年は防衛費が増大すると言つておる。現在においても、広義の防衛費は総予算の一四%、それに対して日本の社会補償制度の費用は八・九%しかつておらない。まつたくの片手落ちである。かくのごとき状態で西ドイツを語るなどということでは、ちやんちやおかしといわなければならぬのである。しかも大蔵大臣の言明は、明らかにMSAを受諾し、防衛費がいよいよ義務的に増大しなければならぬということを明確に言外に物語つておる。このようなことは平和的な経済的な発展も、國民生活というものも、安定よりはまず、危機に陥ることは当然である。このよ様な政府の基本的な政策、改進黨の基本的な政策が、この給与法案に關する諸君の修正案となり、政府の原案となつて現われておるといふ点を指摘したいので、私はこの修正案並びに政府原案に対する反対の理由といたのでございませぬ。(拍手)

これより採決をいたします。採決の順序は、第一に一般職の方につきまして、まず社会党両派共同の修正案、次に改進黨提出の修正案、その次に自由黨提出の修正案を採決し、最後に原案の採決をいたします。第二に特別職の方につきましては、まず社会党提出の修正案を、次に改進黨提出の修正案を採決し、最後に原案の採決を行うという順序であります。どうぞ御了承願ひます。

採決いたします。まず一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案に關しまして、社会党両派共同の受田新吉君外六名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
川島委員長 起立少数であります。よつて本修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕
川島委員長 起立少数であります。よつて本修正案は否決されました。